

秋田県公報

目次

目次

○市役所監査課に請願資料を送る市役所職員等 (111) ……………1

監査委員公告

監査委員公告第13号

平成21年6月24日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第22条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年8月24日

秋田県監査委員	鶴田有司
秋田県監査委員	榎川隆
秋田県監査委員	大和顯治
秋田県監査委員	阿部博昭

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成21年6月24日

2 請求人

秋田市南通築地1番24号

秋田県生活と健康を守る会連合会 会長 鈴木正和

3 請求の要旨(原文)

(一) 杜撰、不適切極まりない生活保護監査の実態

1. 知事は、生活保護法(23条及び84条の4)に基づき国の法定受託事務として、県内各福祉事務所の生活保護の実施について監査している。通常、一般監査は当該年度の監査の重点等を通知した上で、「原則として全ての福祉事務所に対し、年1回行う」(厚労省・生活保護法施行事務実施要綱)こととされ、具体的には次の手順で実施される。

(1) 知事は、監査職員(福祉政策課保護班員)を派遣し、事務所の説明及び関係書類の調査等を行い、実際に「講

評及び指示」を行う(実地監査)。また、是正改善を要する事項等の研究協議を行い、問題の所在を明らかにする。

(2) (1)の検討結果に基づき、「具体的な改善方策」を文書で通知する。(文書指示事項の通知)。

(3) (2)の文書指示事項に対する「是正改善の状況」について、期限を付してその改善状況を示す資料(結果報告書)の提出を求め、また、職員を派遣してその改善状況を確認する(確認監査)。

(4) 各福祉事務所は、右(2)の文書指示事項の通知を受けて、指示事項の是正改善を行い、知事に対し、右(3)の期限までに結果報告書を提出する。

このようにして、各年度の監査は完結する。

2. 平成20年度の監査は、厚労省監査が行われた秋田市を除く16福祉事務所に対して実施された。

このうち、職員を派遣する実地監査(前記(1))は、にかほ市・20年7月8日、由利本荘市・同7月15～17日、横手市・同7月29日～8月1日から、最終の大仙市・11月18～21日というように、事実証明①の「監査実施日」、「H20」欄記載の日に行われた。

ところが、文書指示事項は事実証明①の「通知月日」、「H20」欄記載のように、実地監査から最短でも4ヵ月、長くは8ヵ月半以上を経過した後の21年3月下旬に16事務所に対して通知された。その通知日もほとんどが3月24日、25日というように年度末の時期である。そして、各事務所に対して、是正改善の「結果報告」提出期限を「3月31日まで」としている。

その結果、14事務所が3月31日に結果報告を提出した。

こうして、7月から始まった20年度監査は、年度末ギリギリの文書指示事項通知と結果報告のやり取りで完結した。

3. 前記(2)で通知する文書指示事項と、それを受けて行われる各事務所の是正改善は、本件生活保護監査の中心課題である。

右の文書指示事項は、出張して実地監査(前記(1))にあつた福祉政策課保護班員職員の知事への復命書(報告書)を基に同課で具体的な改善方策が検討され、同課長の決裁を経て各事務所に通知される仕組みになっている。

従つて、県の右監査がその目的を達成するためには、実地監査が終わつたら速やかに文書指示事項を決定、通知し、各事務所におけるその改善状況を確認しながら、最終

手続きである結果報告書受領(前記(4))に進む事務手続きが必要であり、前記厚労省要綱が「年間の計画にもとづき」としているところである。

ところが、前述のように実地監査から長期間が経過した年度末になつて、右の通知と回答がやりとりされたのである。

もっとも、具体的な改善方策をより慎重に検討するために実地監査後に相当期間を要することもある。しかし、実際には、本件実地監査に出張した職員らが年度末近くまで復命書(報告書)の作成・報告を怠つたために、文書指示事項の通知が年度末になつてしまつたのである。本件実地監査に係る復命書が作成されたのは、県生連の情報公開請求に対し、「不存在」(作成されていない)との回答(3月4日付け行政文書部分公開決定書)があつてなお20日も経過してのことである。また、旅費の支出と一体になっている「復命管理簿」中の「復命内容」は未だ空欄のままである(事実証明②参照)。

これらは、「帰庁したときは、速やかに、復命書により知事に復命しなければならぬ」との県職員服務規程(15条)に反している。

右の復命がなければ、県は「具体的な改善方策の検討」をすることが出来ないから、この服務規律違反は本件監査の目的達成の度合いに直接影響する重大な違反である。なお、本件20年度だけでなく、18・19年度の実地監査にあつた職員らも、いずれも、3月末まで右の復命報告を怠っている。このような県民に対する背信的な職務の実態が毎年繰り返されているのに自浄作用の働かない県庁に、請求人として大きな失望を感じざるを得ない。

4. 右の復命・報告と文書指示事項の通知は、平成16年度までは遅くとも12月中旬までに行われ、各福祉事務所の結果報告期限までに相当の期間があつた。その間に、県は指示事項の改善を確認するために前記③の確認監査も実施していた。ところが、18年度から前述のようになつたうえ、19年度からは「確認監査」に出張した職員の復命書が提出されずそのままになり、20年度にはついに「確認監査」そのものの実施さえ行われなくなつた。

年度末に文書指示事項を通知し、それから1週間もない報告期限を設けて、その改善状況を報告させて完結する。その報告内容の確認さえ行わない。このようなものが、法によって義務付けられた監査といえるものであろうか。これでは、「監査のための監査」であり、「出来しー

ス」と言われても仕方のない仕事ぶりではないであろうか。こんな仕事にどうして県民は税金を支出しなければならないのだろうか。

5. 実地監査に出張した職員らは、他にも多くの職務を持ち、多忙に働いている。しかし、福祉政策課は生活保護を所掌する所であり、県の生活保護業務の中で福祉事務所の指導監査はその中心になる職務である。

「非正規切り」など貧困が拡大し生活保護の役割がかつてなく期待されている情勢の下で、厚労省は昨年3月、「保護の相談にあたっては相談者の申請権の侵害はもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」との次官通知を出し、それまでの保護の申請時の対応方針を大きく変更した。これが、その通り実行されれば、昨年末から連続して表面化した県内福祉事務所の申請受付拒否や申請の取り下げ強要などは防止できた筈である。県は右次官通知から約1年後の今年2月9日、「生活保護係長及び査察指導員会議」を開催した。この中で県は、右次官通知等の資料とともに「監査では、申請の抑制や保護の不当な引き締めがないか、……十分に監査し、不適正なものは文書指示事項として改善を求め、①窓口相談記録、面接票、②申請取り下げとその処理、③辞退届とその処理、…については全ケースを監査する」等の当会との「合意事項」(平成7年)を合わせて配布している。

県の20年度監査は、生活保護法と国や県のこのような方針に照らし、問題ケースを発見し、それを是正させ、再発を防止する役割を果たすことが期待されている。

その大事な職務に関し、杜撰、怠慢、かつ不適切極まりない本件監査の実態は、保護が必要な県民にとっても、納税者県民にとっても、その期待を大きく裏切るものである。

□ 本件生活保護監査と公金支出

1. 県は、本件生活保護監査のために、少なくとも職員の出張旅費60万5851円を支出した他、本件監査に係る労務に相当する給与や需用費その他の支出をした(以下「本件支出」。事実証明②)。

本件監査は健康福祉部長の実施通知をもちに、福祉政策課長の指揮の下で同課保護班が実施したものであり、その目的は、福祉事務所の生活保護実施の適否を生活保護法等に照らし「個別かつ具体的に検討し、必要な正改善の措置を講ずる」こと等にある。

(1) しかし、本件実地監査に出張した職員らは、服務規程に反し知事に対し右出張の復命書を長期に提出せず、本件監査の著しい遅延をもたらした。同課課長は、右実地監査に係る旅行命令を決議したが、その復命も命じないで放置し、会計管財課関係職員も右復命が行われていないことを放置した。

(2) 保護班職員らは右復命の遅延のみならず、その後にく一連の本件監査業務に着手せずに、各福祉事務所に対する文書指示事項通知を年度未近くまで放置した。同課長は自らの専決事務である本件文書指示事項通知等を年度未近くまで放置した。

(3) 以上のように、本件職務は、関係職員らが職務を遂行するにあたっての必要な注意義務を怠ったことにより、職務の中心課題である文書指示事項の通知及び各福祉事務所の是正改善措置の実行と確認に重大な欠陥を生じさせた。

その結果、秋田県は、本件監査に支出した金額相当の損害を被った。

2. 前福祉政策課長は本件実地監査に係る旅行命令及びその他の支出命令の専決者として、また前知事は本件支出の最高の責任者として、また本件監査及び支出に係ったその他関係職員は、その関与の程度において責任がある。

3. よって、監査委員に本件公金支出の監査を求め、県民の税金の無駄な支出によって損害を被った秋田県に対し、前知事その他の関係職員に対して賠償を命ずるよう等の必要な措置をとることを、知事に勧告するとの監査結果を求め。

4 事実証明書

(1) 生活保護関係福祉事務所指導監査実施状況(平成16年度～20年度分)

(2) 平成20年度生活保護実地監査出張先(福祉事務所)別旅費支出額

(3) 同監査の出張にかかる復命管理簿/旅費計算書兼請求書の写し

5 請求の対象となる職員

前秋田県知事、前福祉政策課長他本件支出に関わった職員

6 請求の要件審査

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

(1) 平成20年度における生活保護法施行事務監査の実施に当

たり、関係職員は必要な注意義務を怠たり、監査に重大な欠陥を生じさせたか。

(2) 県は、平成20年度における生活保護法施行事務監査に支出した金額相当の損害を被ったか。

2 監査対象課

健康福祉部福祉政策課

なお、請求人は、出納局会計管財課関係職員も福祉政策課職員の出張に係る復命が行われていないことを放置したと主張しているが、会計管財課は、福祉政策課職員の出張及び復命に関する権限がないことから、監査対象としない。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成21年7月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人が次の資料を証拠として提出し、陳述を行った。

(1) 平成20年度ケース検討是正改善調書(技料)

(2) 平成20年度(第3回)生活保護係長及び査察指導員会議資料(技料)

(3) 平成21年7月9日付け福祉-1288裁決書謄本(写し)

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 生活保護法施行事務監査とその目的
生活保護法施行事務監査(以下、「生活保護監査」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第23条の規定に基づき、福祉事務所における生活保護法の施行事務について、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適切かつ効率的に運営できるように指導・援助することを目的として行われる監査である。

(2) 本県における生活保護監査

本県では、原則として全ての福祉事務所に対し年1回実地に行う一般監査のほか、必要に応じて、特定の事項について行う特別監査及び、監査後の状況を確認するための監査(以下、「確認監査」という。)が実施されている。

このうち、一般監査の手順は次のとおりである。

ア 監査職員は各福祉事務所に赴き、関係書類の閲覧及び福祉事務所担当職員から聴取を行い、保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別的援助の適否の検討や、組織機構と職員の配置状況等の検討を行い、講評及び是正改善の指導・指示を行う。(以下、

「実地監査」という。）

イ 実地監査の結果に基づき、福祉事務所に改善を要する事項や具体的な改善方策を文書により通知（以下、「監査結果通知」という。）し、是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求める。

ウ 福祉事務所からは正改善報告が提出される。

(3) 平成20年度における生活保護監査の実施状況

平成20年6月23日付けで各福祉事務所に対し実施通知が発出され、同年7月8日から11月21日にかけて、厚生労働省が監査を実施する秋田市福祉事務所を除く16福祉事務所に対して実地監査が行われた。

福祉事務所に対する監査結果通知は、平成21年2月24日に4事務所、同年3月25日に12事務所に対して発出され、同年2月27日に2事務所から、同年3月31日に14事務所からは正改善報告を受けている。

なお、平成20年度は確認監査は実施されなかった。

(4) 実地監査の復命状況

実地監査の復命書は、平成21年2月23日付けで4事務所分、同年3月23日付けで12事務所分が作成され、いずれも福祉政策課長の決裁を受けていた。

出張を命ぜられた職員は、秋田県職員服務規程（昭和42年秋田県訓令第12号）第15条第1項に基づき、帰庁後速やかに、復命管理簿に必要事項を記すとともに、復命書により知事に復命しなければならないとされている。

なお、復命管理簿は、職員出張支援システムの「復命管理簿／旅費計算書兼請求書（復命・請求）」の復命内容欄に、監査を実施した旨を記すことにより作成されている。

(5) 実地監査時の講評及び指導・指示

監査職員が実地監査の際に、講評及び指導・指示として被保護者のケース検討も踏まえた是正改善事項を伝えることを、福祉事務所が作成した実地監査の報告書等により確認した。

また、福祉事務所が、実地監査時の講評等を受けて、必要な是正改善に取り組んでいることを、福祉事務所の保有するケース記録票等により確認した。

2 請求人の主張とそれに対する監査対象課の説明

(1) 実地監査後の業務の遅延について（請求人の主張）

実地監査を行った職員らは、職員服務規程に反して速やかに復命書を作成しなかったうえ、その後に続く一連の監査業務に着手せず、福祉事務所に対する監査結果を年度末

近くになってから通知し、わずか1週間程度の期限で改善報告を提出させている。

福祉政策課長は自らの専決事務である監査結果通知を年度末近くまで放置した。

(福祉政策課の説明)

監査職員は、実地監査終了後、速やかに口頭復命を行っているほか、職員出張支援システムにおける「復命管理簿／旅費計算書兼請求書（復命・請求）」の復命内容欄に、監査を実施した旨を記載することにより復命管理簿も作成している。

復命書の作成や監査結果通知が年度末まで遅れたことは事実だが、福祉事務所に対しては実地監査時に講評及び是正改善の指導・指示を行っており、その後、福祉事務所では業務の改善に取り組んでいる。

(2) 確認監査が行われていないことについて

(請求人の主張)

平成19年度までは実施されていた確認監査が、平成20年度には行われていない。

(福祉政策課の説明)

確認監査は要綱上は必要に応じて行うことになっており、実施しなかったからといって生活保護監査の有効性が損なわれるものではない。

これまでは、監査後の是正改善等の取組状況の確認のために監査の上乗せのもの、是正改善報告に至るまでの中間的なものとして実施してきたが、平成20年度については、緊急の会議開催や経済・雇用対策に関する新規業務等の対応に追われたこともあって実施できなかったものである。

(3) 生活保護監査業務の欠陥について

(請求人の主張)

福祉政策課からの監査結果通知とそれに基づく福祉事務所の是正改善は、生活保護監査の中心課題であるが、これらは実地監査の復命書がないと実施できない。

しかし、実際の復命書作成は年度末であったことから、業務に重大な欠陥を生じさせた。

(福祉政策課の説明)

生活保護監査の目的を達成するためには、監査する側とされる側において問題及び課題について共通した認識を持ち、指摘された事項について実質的に事務改善が図られることが重要である。

福祉事務所に対しては、実地監査時に講評及び是正改善

の指導・指示を行っており、それを受けて福祉事務所では業務の改善に取り組んでいる。

復命書がなければ具体的な改善方策を検討することができないということではなく、復命書作成の遅延が生活保護監査の目的の達成に直接影響を及ぼすものではない。

(4) 生活保護監査に係る公金支出と果の被った損害について

(請求人の主張)

出張旅費605,851円のほか、生活保護監査に係る労務に相当する給与や需用費その他の果費の支出が行われたが、監査結果通知と是正改善措置の実行と確認という生活保護監査の中心課題に重大な欠陥を生じさせていることから無駄な支出であり、果に損害が生じた。

(福祉政策課の説明)

福祉事務所に対しては、実地監査時に講評及び是正改善の指導・指示を行っており、その後福祉事務所では業務の改善に取り組んでいる。

毎年度実施される生活保護監査は必ずしも是正改善報告をもって当年度内に完結するものではなく、日常業務や各種会議等における指導によって、また、次年度以降の監査に向けて継続して指導が行われている。

監査職員は、現に福祉事務所に赴いて実地監査を行っていることから、旅費その他監査に係る一切の諸費用は支払われているものである。

第4 監査委員の判断

監査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

1 生活保護監査における重大な欠陥の発生について

請求人は、福祉政策課からの監査結果通知とそれに基づく福祉事務所の是正改善は、生活保護監査の中心課題であり、これらは実地監査の復命書がないと実施できないことであるが、実際の復命書作成は年度末であり、文書指示から回答までの期間がわずか1週間程度と短く、生活保護監査に重大な欠陥を生じさせたと主張している。

確かに、平成20年度における実地監査の復命書の作成は、実地監査の実施後約4ヶ月から8ヶ月を経過しており、また、福祉事務所に対する監査結果も同時期に通知しており、これらの事務処理が遅れたことは事実である。

しかし、福祉事務所に対して実地監査時の講評及び指導・指示として是正改善事項を伝えていることは、福祉事務所が作成した実地監査の報告書等によって確認できる。

また、実地監査後、福祉事務所において実地監査時の講評

等を受けて是正改善が行われていることは、福祉事務所が保有するケース記録票等によって確認できる。

このように、福祉事務所においては実質的に業務の是正改善に向けた取り組みが行われていることから、監査の実効性は確保されており、実地監査の復命書作成及び監査結果通知の遅れによって生活保護監査に重大な欠陥が生じたとは言えない。

2 県が被った損害について

請求人は、実地監査にかかる復命書作成に遅れがあること等により、生活保護監査の中心課題に重大な欠陥を生じさせていることから、県には出張旅費のほか、生活保護監査に係る労務に相当する給与や需用費その他の支出相当分の損害が生じたと主張している。

しかし、関係職員は実際に実地監査のために出張を行ったことは確認できることから、出張旅費の支出は、違法または不当であるとは言えない。

また、生活保護監査に係る労務に相当する給与等その他の経費についても、関係職員は生活保護監査業務に現に従事しており、また、生活保護監査に重大な欠陥が生じていないことは1で述べたとおりであることから、これらの支出が違法または不当であるとは言えない。

従って、県が損害を被ったとは認められない。

3 結論

以上のことから、この請求には理由がない。

付記

生活保護法施行事務監査については、ここ数年、実地監査後の事務処理の遅れが顕著となっている。

今後は、実地監査後の復命書や監査結果通知の作成に要する日程を明確にした監査実施計画を策定するとともに、その進行管理を的確に行う必要がある。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarata@matsubaratahatsusha.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄